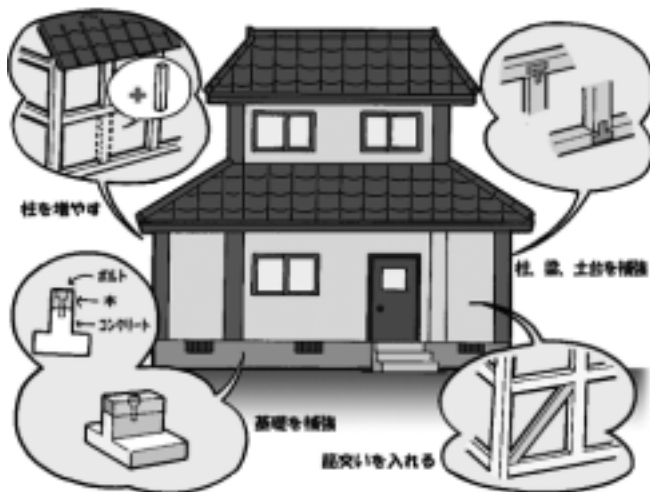


入居者の命を守るのはあなたです！

# 木造共同住宅の 耐震改修工事を おこなう方を支援します



次に該当する建築物の所有者（ 1 ）の方が、区登録の耐震改修施工者による耐震改修工事を行ったにもかかわらず、工事の竣工後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合、600万円を限度に助成します。



### 対象となる建築物

- ・区が実施する耐震診断を受けた木造共同住宅
- ・耐震改修前の耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物を、1.0以上となるように改修するもの

### 助成金額（限度額：600万円）

- ・耐震改修工事費 + 全損した建物の延べ面積（㎡）× 12万円 × 0.1

（ 1 ）建築物を区分所有や共有している場合は、選任された代表者の方

## 1 .助成対象認定

耐震改修工事の計画が、助成の対象に該当するか、耐震改修工事の着工前に区の認定を受けなければなりません。

認定申請の受付後に、申請内容の確認のため現地調査を行い、認定の可否を決定します。

### 申込み

中野区木造共同住宅耐震改修工事費助成対象者認定申請書（第1号様式）に、次の書類を添付し、申請して下さい。

- ・対象建築物の所有者であることを証明する書類（登記事項証明書）
- ・対象敷地の所有者を確認できる書類（登記事項証明書）
- ・対象建築物の入居者全員の同意書
- ・住民税の納税証明書
- ・対象建築物の耐震診断報告書（改修工事案を含む）
- ・工事契約書または見積書
- ・工事工程表

借地の場合、土地所有者の方に耐震改修工事の承諾を得て下さい。

認定時に算定する助成金額は目安であり、確定額ではありません。

## 2 .助成対象決定

耐震改修工事完了後に、工事完了報告書を提出して下さい。  
耐震改修工事済証をお渡しします。  
改修工事済証は外部から見やすい外壁などに取り付けて下さい。  
なお、毎年増改築の有無や建築物の異常などの調査を行い、区へ報告が必要となります。

### 工事完了報告

耐震改修工事完了報告書（第4号様式）に次の書類を添付し、報告して下さい。

- ・補強竣工図
- ・工事記録写真
- ・耐震改修工事部分の領収書
- ・保険会社などと地震保険契約を締結していることを証明する書類

### 現況報告（毎年）

中野区木造共同住宅耐震改修工事費助成現況報告書（第6号様式）に、保険会社などと地震保険契約を締結していることを証明する書類を添付し、報告して下さい。

建築基準法などに違反する工事や、耐震性の低下に繋がる増改築工事を行うと助成対象建築物の認定が取り消されますので、改修工事を行う場合は事前に区へ相談して下さい。

## 3 . 助成金交付

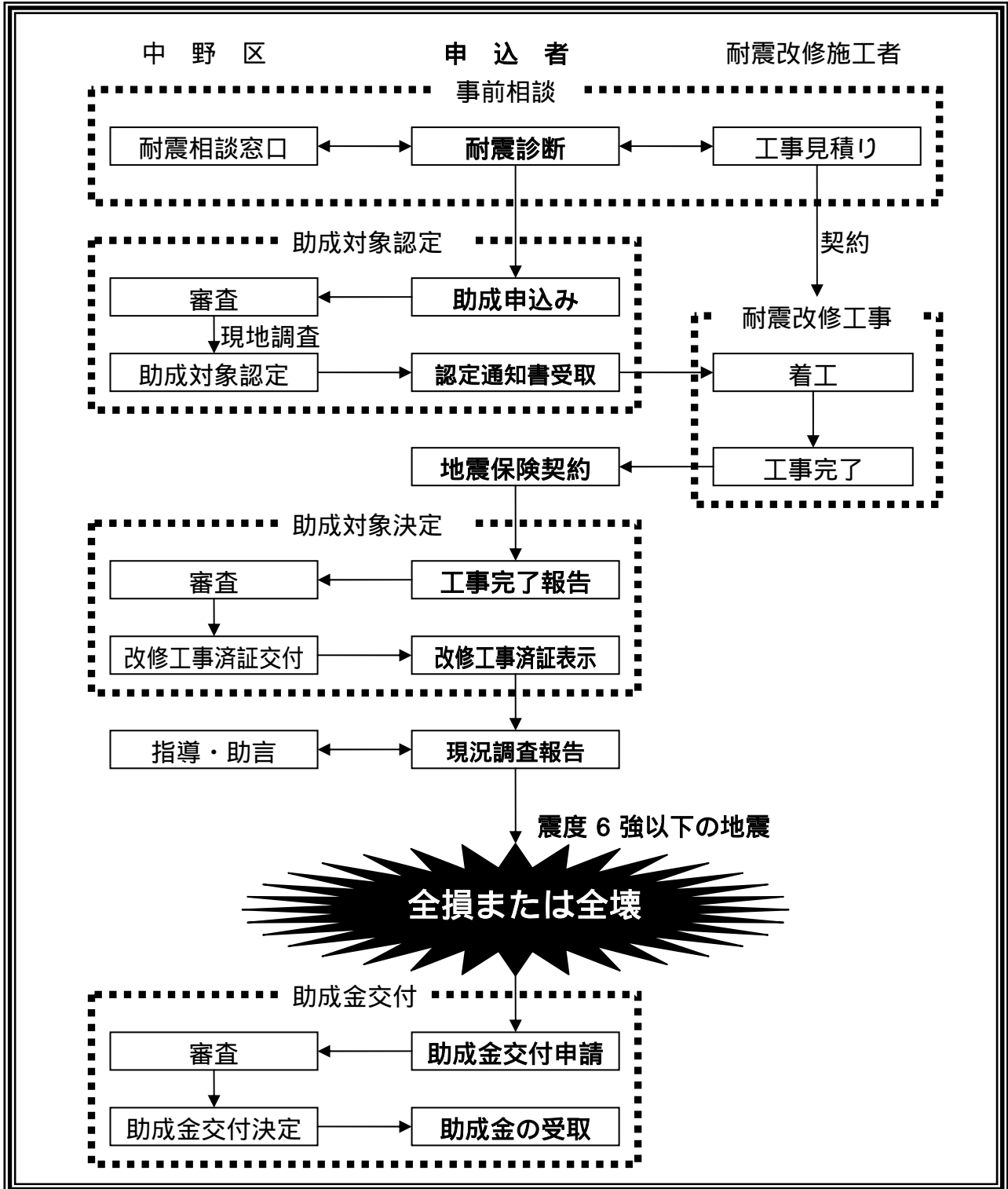
耐震改修工事済証交付後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合、助成金の交付申請の手続きを行って下さい。

### 申込み

中野区木造共同住宅耐震改修工事費助成金交付申請書（第8号様式）に次の書類を添付し、申請して下さい。

- ・保険会社などが発行する対象建築物が全損した旨を証する書面
- ・対象建築物の全損状況が判別できる写真

# 耐震改修工事に要した経費の助成の手続



耐震改修工事を施工した木造共同住宅が地震により全損した場合における耐震改修工事に要した費用の助成に関する要綱(要綱第129号 2006年4月1日)

ご質問・お申込みは  
必ず区役所に！

中野区役所 9階8番窓口  
建築分野 耐震化促進担当  
TEL (3228) 5576・FAX (3228) 5471